

**令和4年度 福島県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者  
基礎研修開催要項**

**1 研修目的**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

**2 研修期間及び研修会場**

講義1日及び演習2日間の計3日間とします。

日程及び研修会場は下記のとおりです。

研修区分		日 程	会 場
講義		令和4年9月21日（水）	オンラインによる講義 ※視聴報告書の提出が必要
演習 ※2	第1回	令和4年10月18日（火） 令和4年10月19日（水）	太陽の国管理センター ※1  ・演習の受講にあたっては、講義の視聴報告書と事前課題の提出が必要
	第2回	令和4年10月20日（木） 令和4年10月21日（金）	
	第3回	令和4年10月25日（火） 令和4年10月26日（水）	
	第4回	令和4年10月27日（木） 令和4年10月28日（金）	

※1 会場：太陽の国管理センター 4階大会議室及び2階会議室  
西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3

※2 講義・演習日の選択はできません。

**3 主催 福島県**

**4 運営主体（事業委託先） 社会福祉法人福島県社会福祉事業団**

**5 受講対象者**

以下の（1）（2）のいずれかに該当する者で、かつ（3）から（5）を全て満たす者を受講対象者とする。

受講希望者が定員を超える場合は選考により決定する。

※基礎研修受講時点でサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務要件を満たしている者については、令和3年度までは経過措置がありました（別添3②参照）、令和4年度以降は、経過措置がございませんので、ご注意ください。

(1) 福島県内で障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス又は児童福祉法に基づく障害児通所（入所）支援事業及び基準該当障害児通所支援事業（以下、「障害福祉サービス事業等」という。）のいずれかを実施する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所（入所）支援事業者及び基準該当障害児通所支援事業者の従事者であって、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件である実務経験（別添1又は別添2）を満たした上で、令和7年4月1日までに当該事業のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者に配置される者。

(2) 上記障害福祉サービス事業等を令和7年4月1日までに開始（予定を含む）する場合であって、その開始（予定）年月日までにサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件である実務経験（別添1又は別添2）を満たした上で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者に配置される者。

(3) 平成18年度以降の「障がい者相談支援（障がい者ケアマネジメント）従事者養成研修」の講義部分を修了している者（他都道府県での受講済者を含む。）。

(4) 研修課程のすべてを受講できる者。

(5) 定められた期限内に事前課題（受講決定者に別途通知）を提出できる者。

※決められた期日までに事前課題を提出されない場合は、受講取消となりますので、ご注意ください。

## 6 研修内容

別紙1のとおり

## 7 受講定員

講義		260名程度	計 260名程度
演習	第1回	65名程度	計 260名程度
	第2回	65名程度	
	第3回	65名程度	
	第4回	65名程度	

## 8 受講申込

受講希望者が勤務する法人等の代表者は、別紙2に記載する必要書類を作成の上、84円切手を貼付した長3封筒（返送先を記載すること）を受講申込者1人あたり1枚ずつ同封し、令和4年7月26日（火）必着で郵送にてお送りください。なお、申込み封筒には、「基礎研修申込」と記載してください。

- ※1 消印有効ではございません。余裕をもってお申し込みください。
- ※2 講義・演習日程の選択はできませんので、全日程受講可能な方のみお申し込みください。
- ※3 受講申込期限を過ぎて提出された場合は、理由の如何を問わず受理しません。
- ※4 電子メール、FAXによる受講申込は受理しませんのでご注意ください。
- ※5 申込書の記載漏れや添付書類の不備などが多数見受けられます。申込書類等不備の場合、受付できない場合があります。

## 9 受講者の決定及び通知

選考のうえ受講者を決定し、令和4年8月下旬までに申込者に通知します。なお、新型コロナウイルス感染の拡大状況により、日程、開催内容等の変更、中止となる場合がありますのでご承知おきください。

## 10 修了証書

研修の全日程修了者には、福島県から修了証書を授与します。

- ※1 原則として30分以上の遅刻・早退・途中退席等は、欠席とみなします。ただし、天候や交通機関の遅れ等によりやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- ※2 受講態度が著しく悪い場合（私語が多い、居眠り、携帯電話の私的利用等）、または研修の円滑な実施を妨げる行為（演習等において途中離脱や終始無言、協調性に欠けた言動等）は修了とされない場合がありますので、ご注意ください。

## 11 経費

資料代として 5,000円

なお、資料代の支払い方法については、受講決定通知書とともに案内します。

## 12 その他

- (1) 研修期間中の宿泊や食事等は各自で手配ください。
- (2) 受講決定後、やむを得ず研修参加を取り消す場合は、速やかに受講申込先（事業委託先）までFAXにより報告してください。
- (3) 日程及び会場については、現時点での予定であり、変更する場合があります。受講者決定の際に改めて通知しますので、再度ご確認ください。

**受講申込先(申込書の到達確認、会場の案内等に関する問い合わせ)**

〒961-8061

西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

事業管理部 地域福祉課 研修担当： 遠藤、田中

電話 0248-25-3020

FAX 0248-25-7673

**問い合わせ先(研修制度、研修内容、申込書の記載等に関する問い合わせ)**

福島県保健福祉部障がい福祉課 研修担当： 主事 八島

電話 024-521-7171

FAX 024-521-7929